

「山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について」に対する関係利水者等の
回答について

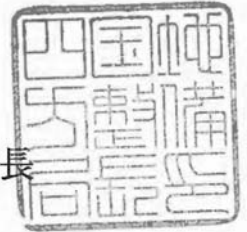
平成24年12月

国土交通省四国地方整備局

国四整河計第22号
平成24年9月19日

南予水道企業団 企業長 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案（資料1）
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設（貯水池）案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発（野村ダムかさ上げ）案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式（別紙）にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日（金）までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL(代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



南水企第 320 号
平成24年 9 月26日

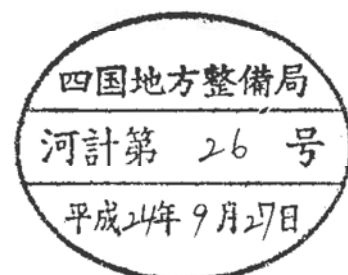
四国地方整備局長 殿

南予水道企業団 企業長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等
に対する意見聴取について

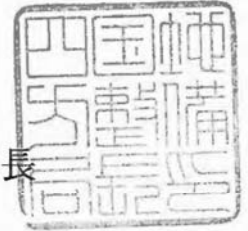
平成24年9月19日付け、国四整河計第22号にて照会のありましたこのことについて、別紙のとおり提出いたします。



国四整河計第22号
平成24年9月19日

内子町長 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案（資料1）
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設（貯水池）案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発（野村ダムかさ上げ）案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式（別紙）にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日（金）までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL(代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



建第1204号
平成24年9月28日

四国地方整備局長 様

内子町長 稲本 隆



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の
維持対策案等に対する意見聴取について

平成24年9月19日付け国四整河計第22号において照会のあった上記の
件について別紙の通り提出します。

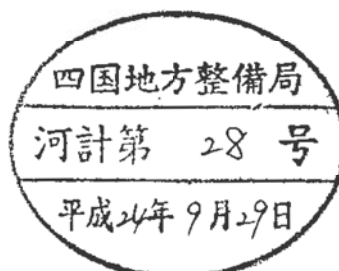
記

(連絡先)

内子町役場建設デザイン課

tel (0893) 44-2111

fax (0893) 44-5140



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	内子町
担 当 者 名	■
連絡先(TEL)	0893-44-211
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	肱川河川整備計画と比べて、小田川と肱川本川との合流点の洪水時の水位が上がらないような治水対策の実施を前提に、流水の正常な機能の維持対策を検討して欲しい。



国四整河計第22号
平成24年9月19日

西予市長 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案（資料1）
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設（貯水池）案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発（野村ダムかさ上げ）案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式（別紙）にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日（金）までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL(代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



西建収第820号
平成24年10月1日

四国地方整備局長 様

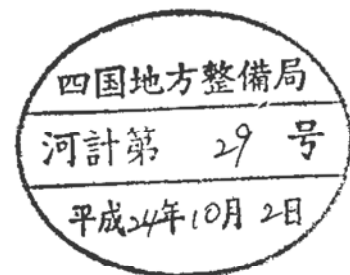
西予市長 三好 幹二



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について(回答)

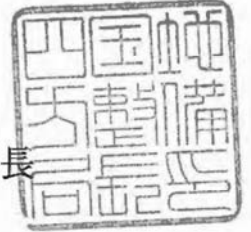
平成24年9月19日付け、国四整河計第22号で照会された山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について、別紙のとおりご回答申し上げます。

何卒、ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。



大洲市長 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案 (資料1)
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発 (野村ダムかさ上げ) 案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式 (別紙) にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日 (金) までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL (代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



24大治1第253号
平成24年10月3日

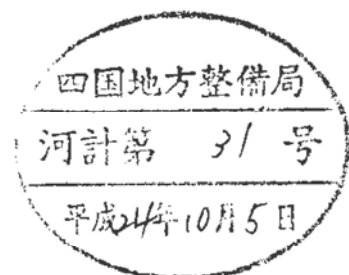
四国地方整備局長 様

大洲市長 清水 裕



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（提出）

平成24年9月19日付け国四整河計第22号にて照会のありました標記の件について、別紙のとおり提出いたします。



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	大洲市
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	0893-24-2111
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見は頂く対策案は複数でも結構です。	<p>【河道外貯留施設 (貯水池) 案】</p> <p>肱川流域はこれまで肥沃な農地と肱川の豊かな水によって第1次産業を主体に栄えてきているが、今後の大洲市においては生産・加工・販路拡大を一連とする第6次産業の振興が地域活性化策の大きな柱と考えており、ダム検証においては優良農地や将来の土地利用、水資源等に配慮した検討が重要と考えている。</p> <p>今回抽出された3つの対策案の内、大洲地域に直接影響を受ける河道外貯留施設 (貯水池) 案については、計画地である菅田地区は市内有数の大規模集団農地が広がっており、米や麦・大豆、里芋、施設野菜などが盛んに栽培され大洲市の重要な農業振興地域である。</p> <p>当地域においては、現在、平成16年に策定された「肱川水系河川整備計画」に基づいて地元の合意を得ながら築堤事業を推進している状況であり、提示された対策案による優良農地への施設整備は実現性や地域社会への影響からも到底容認できるものではない。</p> <p>大洲市としては、現行案の山鳥坂ダムによる河川環境容量の確保が、肱川の安定した水利用と河川環境保全に最も適した方策と考えている。</p>

国四整河計第22号
平成24年9月19日

農林水産省中国四国農政局長 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案 (資料1)
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発 (野村ダムかさ上げ) 案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式 (別紙) にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日 (金) までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL (代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	



24中計第238号

平成24年10月4日

国土交通省

四国地方整備局長 殿

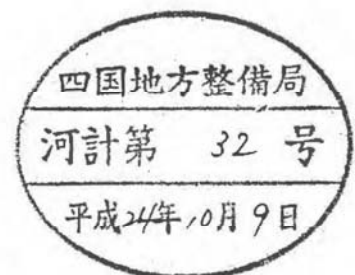
農林水産省

中国四国農政局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取
について（回答）

平成24年9月19日付け国四整河計第22号により「ダム事業の検証に係る検討
に関する再評価実施要領細目（平成22年9月28日付け国河計調第7号）」第4. 1.
(2). ④. i) に基づき意見照会のあった標記については、別紙のとおり回答します。

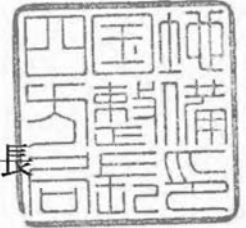




国四整河計第22号
平成24年9月19日

愛媛県知事 殿

四国地方整備局長



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見聴取について（照会）

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

山鳥坂ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、山鳥坂ダム建設事業に替わる複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取を実施したく、添付様式に基づきご回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添)

1. ご意見を伺う流水の正常な機能の維持対策案 (資料1)
 - ①山鳥坂ダム案
 - ②河道外貯留施設 (貯水池) 案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発 (野村ダムかさ上げ) 案

2. 留意していただく点
頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. 提出
意見提出様式 (別紙) にて提出願います。

4. ご回答期限
平成24年10月5日 (金) までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先
国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課
山鳥坂ダム建設事業の検証事務局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
TEL (代) 087-851-8061 FAX 087-811-8417

山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先 (TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

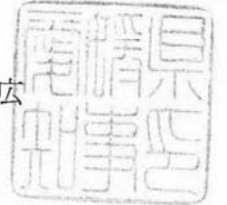


24水資第 49 号

平成24年10月5日

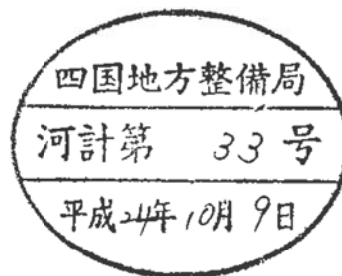
四国地方整備局長 様

愛媛県知事 中村 時広



山鳥坂ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等
に対する意見聴取について（回答）

平成24年9月19日付け国四整河計第22号で依頼のあった標記の件について
別紙のとおり回答いたします。



(担当)

愛媛県土木部河川港湾局
水資源対策課

TEL 089-912-2682(直通)

FAX 089-912-2679

